

議案第38号

鹿児島県吏員恩給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の件
鹿児島県吏員恩給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県吏員恩給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

鹿児島県吏員恩給条例等の一部を改正する条例（昭和51年鹿児島県条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第9条第1項中「一に」を「いずれかに」に、「掲げる」を「定める」に改め、同項第1号中「をいう」の次に「。次号において同じ」を加え、「（18歳以上20歳未満の子にあつては、心身に著しい障害がある者に限る。）」を削り、同項第2号中「（前号に規定する子に限る。）」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（提案理由）

民法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。